

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の延長
2	対象税目	(酒税:外)
	① 政策評価の対象税目	
	② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 ①沖縄県の本土復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、②県内にある製造場で製造し、③県内に出荷する酒類について酒税を軽減。 (軽減割合) ・単式蒸留しょうちゅう(泡盛):35%軽減 ・その他(ビール等):20%軽減
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成33年5月14日までとする。
		《関係条項》 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第80条第1項第1号
5	担当部局	内閣府沖縄振興局参事官(調査金融担当)
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度～平成32年度
7	創設年度及び改正経緯	S47.5.15 制度創設(S52.5.14まで本則の40/100～80/100に軽減) S51.5.14 改正(S52.5.14までの軽減税率を70/100に変更) S52.5.15 改正(5年延長。S57.5.14まで本則の70/100～90/100に軽減) S56.4.1 改正(S57.5.14までの軽減税率を85/100に変更) S57.3.31 改正(5年延長。S62.5.14まで本則の85/100に軽減) S62.3.31 改正(延長。S62.12.31まで本則の85/100に軽減) S62.10.1 改正(5年延長。H4.5.14まで本則の85/100に軽減) H元.4.1 改正(H4.5.14までの軽減税率の80/100(単式蒸留しょうちゅうにあつては本則の65/100)に変更) H4.3.31 改正(5年延長。H9.5.14まで本則の80/100(単式蒸留しょうちゅうにあつては本則の65/100)に軽減) H9.4.1 改正(5年延長。H14.5.14まで本則の80/100(単式蒸留しょうちゅうにあつては本則の65/100)に軽減) H14.4.1 改正(5年延長。H19.5.14まで本則の80/100(単式蒸留しょうちゅうにあつては本則の65/100)に軽減) H19.4.1 改正(5年延長。H24.5.14まで本則の80/100(単式蒸留しょうちゅうにあつては本則の65/100)に軽減) H24.4.1 改正(5年延長。H29.5.14まで本則の80/100(単式蒸留しょうちゅうにあつては本則の65/100)に軽減) H29.4.1 改正(2年延長。H31.5.14まで本則の80/100(単式蒸留しよ

			うちゅうにあっては本則の 65/100)に軽減)																																			
8	適用又は延長期間		2年間(平成 31 年5月 15 日～平成 33 年5月 14 日)																																			
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄県内の一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して税負担を軽減する。 《政策目的の根拠》 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第 80 条第 1 項第 1 号 沖縄県内の一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、酒税を軽減する措置を講ずるもの。																																			
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 11. 沖縄政策の推進 【施策】 ①沖縄政策に関する施策の推進																																			
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ①沖縄の一般消費者の酒税負担を軽減する (測定指標) ・平成 32 年度における軽減額(推計)を約 29 億円(平成 29 年度相当)とする。 ・平成 32 年度における沖縄県内の世帯消費支出に占める酒類の割合を平成 29 年全国平均程度(1.23%)とする。 ②価格優位性を確保することによる沖縄の酒類製造業の自立的経営を促進する (測定指標) ・平成 32 年度における沖縄県産酒類の県内出荷数量を平成 29 年度程度(ビール類:43,798KL、泡盛:14,741KL)以上とする。 ・平成 32 年度におけるビール業界の県外・海外出荷数量を 17,889KL、全出荷量の 29%とする。 ・平成 32 年度における泡盛製造業界の営業利益率を 4.1%程度(平成 27 年度清酒製造業と同水準)とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・本軽減措置は、政策目的の一つである沖縄の一般消費者の税負担の軽減に直接寄与する。 ・本軽減措置による県外産同種酒類に対する価格の優位性が確保されることにより、県内への酒類出荷数量が維持・拡大され、沖縄県の酒類製造業が進める自立的な経営の促進に寄与する。																																			
10	有効性等	① 適用数	軽減措置の対象となる酒類の県内出荷数量(KL) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ビール類</th> <th>泡盛</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27</td> <td>46,693</td> <td>16,392</td> <td>63,085</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>45,130</td> <td>15,766</td> <td>60,896</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>43,798</td> <td>14,741</td> <td>58,539</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>43,798</td> <td>14,741</td> <td>63,085</td> <td>推計値</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>43,798</td> <td>14,741</td> <td>63,085</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>43,798</td> <td>14,741</td> <td>63,085</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> (注 1) ビール類は、本軽減措置の対象であるビール類製造者 1	年度	ビール類	泡盛	計	備考	27	46,693	16,392	63,085		28	45,130	15,766	60,896		29	43,798	14,741	58,539		30	43,798	14,741	63,085	推計値	31	43,798	14,741	63,085	〃	32	43,798	14,741	63,085	〃
年度	ビール類	泡盛	計	備考																																		
27	46,693	16,392	63,085																																			
28	45,130	15,766	60,896																																			
29	43,798	14,741	58,539																																			
30	43,798	14,741	63,085	推計値																																		
31	43,798	14,741	63,085	〃																																		
32	43,798	14,741	63,085	〃																																		

		<p>社のビール類の沖縄県内向け出荷数量。泡盛は、泡盛製造者全体の沖縄県内向け出荷数量でアルコール度数30度に換算したものの。</p> <p>(注2) 本軽減措置の適用対象事業者数：48事業者 (注3) 平成30年度以降については、平成29年度の出荷数量が維持されるものとして推計 (出典：オリオンビール、沖縄県酒造組合調べ)</p> <p>(適用数等について) 本軽減措置の適用対象となる事業所は、本軽減措置に基づく課税申告を適切に行っており、適用数等が想定外に僅少であることはない。</p> <p>本軽減措置の対象となる製造場は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第80条第1項第1号の規定に基づき製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場（同法施行日から一月以内に申請書を提出した酒造所に限られる）であり、想定外に特定の者に偏ったものではない。</p>																					
②	適用額	<p>沖縄県の酒税課税額</p> <table border="1" data-bbox="625 862 1348 1189"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>酒税額(百万円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27</td> <td>10,556</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>10,265</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>10,063</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>10,063</td> <td>推計値</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>10,063</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>10,063</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成30年度以降については、平成29年度の出荷数量が維持されるものとして推計 (出典：国税庁)</p>	年度	酒税額(百万円)	備考	27	10,556		28	10,265		29	10,063		30	10,063	推計値	31	10,063	〃	32	10,063	〃
年度	酒税額(百万円)	備考																					
27	10,556																						
28	10,265																						
29	10,063																						
30	10,063	推計値																					
31	10,063	〃																					
32	10,063	〃																					
③	減収額	<p>本制度による酒税軽減額</p> <table border="1" data-bbox="625 1339 1348 1666"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>軽減額(百万円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27</td> <td>3,116</td> <td></td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>3,035</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>2,910</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>2,910</td> <td>推計値</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>2,910</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>2,910</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成30年度以降については、平成27年度の出荷数量が維持されるものとして推計 (出典：国税庁)</p>	年度	軽減額(百万円)	備考	27	3,116		28	3,035		29	2,910		30	2,910	推計値	31	2,910	〃	32	2,910	〃
年度	軽減額(百万円)	備考																					
27	3,116																						
28	3,035																						
29	2,910																						
30	2,910	推計値																					
31	2,910	〃																					
32	2,910	〃																					

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

① 沖縄の一般消費者の酒税負担を軽減

沖縄県の一人当たりの県民所得は、今なお全国最下位(全国平均の69.6%(H26年度))であるほか、失業率についても全国と比較して高い水準(H29年平均:全国 2.8%、沖縄 3.8%)にあるなど、沖縄の一般消費者のおかれた状況は、引き続き全国と比べに大きな格差がある。

こうした状況にありながら、本軽減措置により、沖縄県の世帯消費支出に占める酒類の割合は、全国をやや上回る程度(平成27年から29年までの3年平均:全国 1.23%、沖縄 1.31%)となっており、沖縄県民の生活への影響を緩和する効果が発現している。

・世帯消費支出に占める酒類の割合(年・%)

	27	28	29	30	31	32
沖縄	1.35	1.38	1.22	1.22	1.22	1.22
(参考) 全国	1.22	1.25	1.23	-	-	-

(出典:総務省「家計調査」)

(注)平成30年度以降については、各年度の世帯消費支出に変動がなく、かつ平成29年度の出荷数量が維持されるものとして推計

② 価格優位性を確保することによる沖縄の酒類製造業の自立的経営の促進

沖縄の酒類製造業は、製造業の少ない沖縄にあつて、沖縄を代表する重要な地場産業であり、離島を含めた県内各地域に製造場が所在し、地域の経済や雇用を支えている。

(参考)沖縄の離島における製造業就業者数に占める泡盛製造業就業者の割合

沖縄県全体	3.3%
久米島	27.3%
与那国島	26.5%
宮古島	16.1%
伊是名島	14.1%
波照間島	12.5%
石垣島	6.3%

(出典:就業者数:酒類製造業は、沖縄県酒造組合調べ。全製造業は平成27年度国勢調査結果による。)

一方で、業界では全体としての酒類消費量の減少と、県外産同種酒類との競争激化により、経営状況が不安定な状況に置かれている。

最近の営業利益をみると、ビール製造業界では約23億円、泡盛製造業界では約2億円(いずれも平成26年から28年の3年平均)となっており、一定の利益を確保しているものの、特に泡盛製造者については3割程度が営業赤字にある。

(参考)沖縄の酒類製造業の経営状況

	H27年度	H28年度
--	-------	-------

業界全体の営業利益 (百万円)	2,715	3,336
泡盛製造者で営業利益が 赤字の社数	17	16

(注)各社によって事業年度の期間の始期・終期が異なる。
(出典:オリオンビール、沖縄県酒造組合調べ)

このため、業界では、自立的な経営を推進するため、本軽減措置による本土の県外産同種酒類に対する価格の優位性を前提として、女性、若者に向けた商品の開発や、県外、海外への展開の促進、多角的な経営等の取組を実施しているところである。

ビール製造業では、一定の出荷数量を確保するため、総出荷量に占める県外・海外出荷数量の割合を毎年2%増加させることを目標としているが、平成29年度では13,050KL、23%であり、増加傾向にあるものの、引き続き脆弱な状況が継続している。

・ビール製造業: 県外・海外の出荷数量、出荷比率(年度)

	27	28	29	30	31	32
出荷数量	11,791	11,616	13,050	14,599	16,199	17,889
出荷比率	20.2%	20.4%	23.0%	25.0%	27.0%	29.0%

(注)30年度以降は目標値。

泡盛製造業については、まずは経営の安定化に向けて、営業利益率を4.1%(平成27年度清酒製造業)とすることを目標とし、各種の取組を行っている。平成28年度では、改善に向けた傾向がみられているものの、依然として大きな差があり、引き続き、経営の安定に向けた取り組みが必要となっている。

・泡盛製造業: 営業利益率(年度)

27	28	29	30	31	32
1.1%	2.3%	2.8%	3.2%	3.7%	4.1%

(注)29年度以降は目標値。

また、泡盛業界の取組を更に加速するため、国、県、関係団体では、泡盛の輸出数量を平成32年までに倍増、34年度までに3倍増を目指す「琉球泡盛海外展開プロジェクト」、脆弱な経営状況にある酒造所への個別の経営支援など、連携して様々な支援策を実施している。

このため、業界による自立的な経営に向けた取組、各種の支援策の状況も勘案しつつ、本施策による軽減措置を継続する必要がある。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

①沖縄の一般消費者の酒税負担を軽減

平成27年度から平成29年度までの3年間の累計軽減税額は約61億円である。

酒類の小売価格は、セールなどの変動要因や製品の品質等による

差異があることから、厳密な検証は困難であるものの、県外産同種酒類との間で、概ね酒税軽減額相当の価格差が発生しており、一般消費者に対する酒税負担の軽減がなされているものと考えられる。

なお、現時点では軽減額は目標を下回っている。沖縄県においては、平成 27 年から平成 29 年まで 3 年間において、世帯当たりの消費支出が減少(平均△1.29%)し、酒類の消費支出も減少(平均△2.11%)している。このため、県産酒類の出荷数量にも大きな影響を与えているものと考えられる。

また、一般消費者の意識調査(平成 27 年度沖縄県調査)では、約 67%が本措置を認知している。

このことから、本施策により、現時点では一般消費者に対する政策効果は発現しているものと思慮され、引き続き、沖縄県内の世帯消費支出に占める酒類の割合を全国平均並みとするため、県民所得や消費支出の推移を勘案しつつ、軽減措置を継続する必要がある。

②価格優位性を確保することによる沖縄の酒類製造業の自立的経営の促進

制度創設後明確なデータが残る昭和 51 年度と平成 29 年度の主な酒類の出荷数量を比較すると下記のとおり 1.7 倍に拡大している。これは、人口増加や所得の増加によるものもあると考えられるが、規模の小さな沖縄県の酒類製造者が、本土の大手メーカーとの競争の中、厳しい状況ではあるものの一定の出荷数量は確保してきており、本軽減措置による価格面からの下支え効果が発現しているものと考えられる。

(参考)本軽減措置の長期的な効果

	S 51 年度	H 29 年度	増減率
県内向けの出荷数量 (ビール類・泡盛)	33,842	58,539	173%
ビール類	25,670	43,798	171%
泡盛	8,172	14,741	180%

平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間においては、総量は当初の目標に比べ微減(平均△2.4%)となっている。

業界ごとにみると、特に泡盛製造業界では減少幅が大きくなっている(平均△3.6%)。

ビール製造業界、泡盛製造業界においては、平成 28 年度にそれぞれ公表した重点施策に基づき、消費者ニーズに合った商品開発、商品の高付加価値化等を進めているが、現時点では出荷数量の維持・拡大の結果につながっていないものと考えられる。

《本軽減措置が延長されない場合に予想される状況》

①沖縄の一般消費者の酒税負担を軽減

本制度による酒税軽減額は平成 27 年から 29 年度の 3 年平均で、世帯あたり 4,944 円となる。これは、世帯当たりの酒類消費支出額の 17.95%、消費支出全体の 0.23%に相当する。

仮に本軽減措置が延長されず、酒類の消費支出が 4,944 円増加した場合、消費支出全体に占める酒類の支出割合が 1.54%(0.23 ポイント上昇)となり、家計へ大きな影響を与えるものと考えられる。

		<p>②価格優位性を確保することによる沖縄の酒類製造業の自立的経営の促進</p> <p>仮に本軽減措置が延長されなかった場合、沖縄県内では、前述の経済的な要因によって、これまでも全国に比べ、しょうちゅう(泡盛)のほか、リキュールなど酒税が低い品目が選好されてきており、特に価格の有意差がなくなる県産酒類への支出抑制につながる可能性があると考えられる。</p> <p>仮に、消費者の県産酒類への世帯消費支出が17.95%抑制された場合、ビール製造業では約32億円、泡盛製造業では約27億円売上げが減少し、その結果、営業利益率はそれぞれ△6.84%、△31.7%と大幅な影響が生じると推測される。</p> <p>酒類製造業の経済波及効果は、ビール産業で売上の1.4倍、泡盛産業で売上の1.6倍と試算されており、平成28年度で、ビール製造業で約288億円、泡盛製造業で約245億円、合わせて約533億円と試算される。</p> <p>仮に、本軽減措置が継続されず、売上が17.95%減少した場合、経済波及効果は、ビール製造業で約52億円、泡盛製造業で約44億円、合わせて約95億円の減少となる。</p> <p>《達成目標の変更理由・所期目標の達成状況》</p> <p>「沖縄県内の一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して酒税負担を軽減する」という政策の達成目標については、今回の延長要望においても変更はないが、産業経済に及ぼす影響に関する業界の最近の取組状況を踏まえ、その具体的な目標として、「自立的な経営の促進」とするものである。</p>
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>既述のとおり、本軽減措置は直接効果及び間接効果として様々な効果を沖縄経済にもたらしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人当たりの県民所得が全国最下位である沖縄県において、沖縄県の一般消費者の家計負担を軽減する効果 ・製造業の少ない沖縄県における重要な地場産業の支援効果(出荷数量は昭和51年度から平成29年度までに1.7倍に拡大) ・県内酒類製造業の経済波及効果 ビール製造業:約288億円(売上高の1.4倍) 泡盛製造業:約245億円(売上高の1.6倍) <p>上述のとおり本軽減措置による酒類消費に与える影響が17.95%とすれば、本軽減措置による経済波及効果は、約95億円と推計される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業者誘発効果 ビール製造業2,192人、泡盛製造業1,899人(平成26年度沖縄県) ・産業の少ない離島における雇用の受け皿効果(泡盛の製造場のうち約4割が離島に存在) <p>本軽減措置による軽減額(平成29年度:約29億円)は、以上のように軽減額を上回る公的効果をもたらすことからすれば、是認される範囲のものであると考えられる。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性</p>	<p>本軽減措置の直接的な目的の一つが、沖縄の消費者の酒税負担を軽減するということであり、酒税の軽減を行うこと自体が必要な措置である。</p>

	等	<p>税負担を軽減するために、税相当額の一部を酒類製造者又は消費者に支給する方法もありえるが、酒類製造者に支給する場合、支給額が確実に価格に反映され消費者負担軽減に活用されるかの担保が難しいこと、また、酒類製造者からの出荷数量が県内で消費される数量となるわけではなく(県内向け出荷分が卸売業者等から県外に出荷される場合が多々あり、本軽減措置では卸売業者による差額納税によって問題とならないが、補助金の場合には結果的に過剰支給となりかねない)ことから、本軽減措置に代えて実施することは現実的でない。</p> <p>一般消費者に対し担税者として負担した酒税の一定率を補助する方法もあり得るが、各一般消費者が間接税として負担した酒税額を正確に把握することは極めて困難であり、事務経費・作業も膨大になることから現実的でない。また、酒類振興券等を配布することも考えられるが、対象酒類と非対象酒類が市場に混在し混乱が予想されること、多額の事務経費や人的作業が発生することなどからすると本軽減措置の代替案とするには適当でない。</p> <p>したがって、現行の政策目的を実現する手段として補助金の支給による代替は困難であり、酒税の軽減による措置が最も妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>泡盛製造業の自立的経営に向けた取組を更に加速するため、国、県、関係団体では、本軽減措置を前提として、泡盛の輸出量を平成 32 年度までに 2 倍増、34 年度までに 3 倍増を目指す「琉球泡盛海外展開プロジェクト」、脆弱な経営状況にある酒造所への個別の経営支援など、連携して様々な支援策を実施している。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税の軽減なし</p>
12	有識者の見解	<p>審議会等での検討結果や有識者の見解なし</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成 28 年 8 月</p>